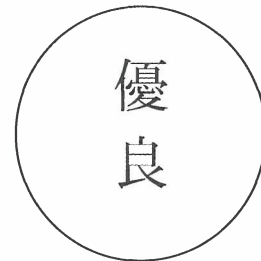


禁複写

許可番号 第08141005383号

産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本県熊本市北区楠野町1046番地2
名称 有限会社オー・エス収集センター
代表者氏名 代表取締役 野原 雅浩



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本市長 大西 一 史



許可の年月日 令和5年(2023年)9月11日

許可の有効年月日 令和12年(2030年)9月10日

- 事業の範囲
裏面のとおり。
以下余白
- 事業の用に供するすべての施設
裏面のとおり。
以下余白
- 許可の条件
(1) 設置場所での中間処理施設の稼働は、日の出前若しくは日没後は行わないこと(乾燥施設を除く)。
(2) 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準を遵守するとともに、粉じん等の発生により生活環境保全上の支障が生じないように十分散水を行うこと。
(3) 破碎・分別(移動式)に伴う廃棄物の保管は、管理型処分場内に限る。
(4) 管理型処分場が計画高になると同時に、雨水対策を講じること。
以下余白
- 許可の更新又は変更の状況
裏面のとおり。
以下余白
- 規則第10条の9第3項の規定により許可証の提出の有無 「無」
以下余白

(裏面に続く。)

1. 事業の範囲

事業区分		産業廃棄物の種類
中間処理業	破碎・分級	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破碎・分別	燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、自動車等破砕物（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破碎・選別	木くず、廃プラスチック類、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは木くず及び廃プラスチック類に付着したものに限り。）
		木くず、廃プラスチック類、紙くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、繊維くず、ゴムくず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
	選別・分級	木くず、廃プラスチック類、紙くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、繊維くず、ゴムくず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
	選別・圧縮	汚泥（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）及び内容物として封入された有機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃酸（内容物として封入されたものに限り。）、廃アルカリ（内容物として封入されたものに限り。）、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ（内容物として封入されたものに限り。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	固 化	燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）、汚泥（無機性に限り、判定基準に適合しないものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（粉粒体運搬車による受入れに限る。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	圧 縮	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	破 砕	木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
	乾 燥	汚泥（内容物として封入されたものに限り。）、廃酸（内容物として封入されたものに限り。）、廃アルカリ（内容物として封入されたものに限り。）、動植物性残さ（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
分解・分別	汚泥（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白	
最終処分業	安定型埋立	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	管理型埋立	燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）、汚泥（有機性にあつては、熊本市北区明徳町字上市迫1番外に設置された浸出水処理施設から排出されたものに限り、自ら処分するために処理したものに限り。また、判定基準に適合しないものを除く。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物、自動車等破砕物（これらについて石綿含有産業廃棄物であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。紙くず、木くず及び繊維くずについては安定型産業廃棄物に付着したものに限り。）以下余白

以下余白

(次頁に続く。)

2. 事業の用に供するすべての施設の概要

(1) 設置の許可を受けている施設

【設置場所：熊本市北区明徳町字大道下1320番1外】

施設の種類	処理能力		設置年月日	許可年月日
	埋立面積	埋立容量		
安定型埋立	45,155 m ²	400,000 m ³	平成9年(1997年) 11月25日	平成9年(1997年)2月12日 (平成20年(2008年)5月2日終了届受理)

【設置場所：熊本市北区明徳町字上市迫1番外】

施設の種類	処理能力		設置年月日	許可年月日
	埋立面積	埋立容量		
管理型埋立	47,883 m ²	687,000 m ³	平成9年(1997年) 11月25日	平成23年(2011年)2月8日

【設置場所：熊本市北区楠野町字板倉1046番1外】

施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	型式等	設置年月日	許可(届出)年月日
破碎・分級	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)	180 t/日	KAP-65N	平成6年(1994年) 4月11日	平成13年(2001年) 4月6日※

※「政令附則(平成12年(2000年)11月29日政令第493号)第2条第3項の規定による届出」

【設置場所：熊本市北区明徳町字割頭1428番(駐機場)】

事業区分	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	型式	許可年月日(許可番号)
破碎・選別(移動式)	破碎	木くず、廃プラスチック類、紙くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くず(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは木くず及び廃プラスチック類に付着したものに限り。)	廃プラスチック類： 179.04 t/日(8H) 木くず： 281.28 t/日(8H)	AK510K	令和3年(2021年) 8月2日 (第2101号)
破碎・選別(移動式)	破碎	木くず、廃プラスチック類、紙くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、繊維くず、ゴムくず(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)	廃プラスチック類： 40.57 t/日(8H) 木くず： 39.46 t/日(8H) がれき類： 41.14 t/日(8H)	HB180-III	令和3年(2021年) 8月2日 (第2102号)

(2) その他の施設

【設置場所：熊本市北区楠野町字板倉1046番1外】

施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	型式等	設置年月日
固 化	燃え殻(判定基準に適合しないものを除く。)、汚泥(無機性に限り、判定基準に適合しないものを除く。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん(粉粒体運搬車による受入れに限る。)(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)	179.2 m ³ /日	OD-30	平成26年(2014年) 12月24日

本長

【設置場所：熊本市北区明徳町字上市迫1番外（駐機場）】

施設の種類の	産業廃棄物の種類	処理能力	型式等	設置年月日
破碎※・分別 (移動式)	燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、自動車等破碎物（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	48 t / 日	MK-615LL K-200	平成 16 年 (2004 年) 6 月 4 日

※圧碎機による埋立前処理

【設置場所：熊本市北区楠野町字板倉 1010 番 1 外】

施設の種類の	産業廃棄物の種類	処理能力	型式等	設置年月日
選別・圧縮	汚泥（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）及び内容物として封入された有機性のものに限る。）、判定基準に適合しないものを除く。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃酸（内容物として封入されたものに限る。）、廃アルカリ（内容物として封入されたものに限る。）、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ（内容物として封入されたものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	25 t / 日	PBT-100-80 型 GBM-80 型	平成 22 年 (2010 年) 10 月 13 日
圧縮	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	廃プラスチック類：12.3 t / 日 (8H) 紙くず：80.39 t / 日 (8H) 繊維くず：51.41 t / 日 (8H) 金属くず：267.78 t / 日 (8H) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：236.88 t / 日 (8H) 注) それぞれを単独に処理した場合の能力	PBT-100-80 型	平成 29 年 (2017 年) 11 月 10 日
破碎	木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	木くず：2.49 t / 日 (8H) 紙くず：1.73 t / 日 (8H) 繊維くず：0.67 t / 日 (8H) ゴムくず：2.45 t / 日 (8H) 廃プラスチック類：1.86 t / 日 (8H) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：2.96 t / 日 (8H) がれき類：2.90 t / 日 (8H) 金属くず：2.75 t / 日 (8H)	SSG-370	平成 31 年 (2019 年) 3 月 28 日
乾燥	汚泥（内容物として封入されたものに限る。）、廃酸（内容物として封入されたものに限る。）、廃アルカリ（内容物として封入されたものに限る。）、動植物性残さ（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	1.2 t / 日 (24H)	GG-1200H	令和元年 (2019 年) 11 月 1 日
分解・分別	汚泥（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白	2.88 t / 日 (8H) (作業面積 45.6 m ²)	—	—

(3) 保管施設の概要

【設置場所：熊本市北区植木町鐙田字寒田 1475 番 1 外】

施設の種類の	産業廃棄物の種類	処理能力	型式	設置年月日
選別・圧縮	汚泥（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）及び内容物として封入された有機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃酸（内容物として封入されたものに限る。）、廃アルカリ（内容物として封入されたものに限る。）、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ（内容物として封入されたものに限る。）、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	40.3 t/日 (8H)	LBP-1511-100A 型 TKK-TP-25 型	平成 29 年 (2017 年) 11 月 10 日

【設置場所：熊本市北区明徳町字割頭 1428 番（駐機場）】

施設の種類の	産業廃棄物の種類	処理能力	型式	設置年月日
選別・分級 (移動式)	木くず、廃プラスチック類、紙くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、繊維くず、ゴムくず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	廃プラスチック類：179.04 t/日 (8H) 紙くず：153.44 t/日 (8H) 繊維くず：61.36 t/日 (8H) 金属くず 40.57 t/日 (8H) 木くず：281.28 t/日 (8H) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず：511.44 t/日 (8H) ゴムくず：55.38 t/日 (8H) がれき類：41.14 t/日 (8H)	VR-512	令和 3 年 (2021 年) 11 月 2 日

【所在地：熊本市北区楠野町字板倉 1010 番 1 外】

事業区分	産業廃棄物の種類	施設の構造	面積	保管量上限
選別・圧縮	汚泥（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）及び内容物として封入された有機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃酸（内容物として封入されたものに限る。）、廃アルカリ（内容物として封入されたものに限る。）、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ（内容物として封入されたものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	コンクリート舗装	134.5 m ²	271 m ³
破碎	木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	コンクリート舗装	31.2 m ²	115 m ³
圧縮	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	コンクリート舗装	25.0 m ²	10.4 m ³
分解・分別	汚泥（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	コンクリート舗装 コンテナ 2 箱	13.8 m ²	16 m ³
乾燥	汚泥（内容物として封入されたものに限る。）、廃酸（内容物として封入されたものに限る。）、廃アルカリ（内容物として封入されたものに限る。）、動植物性残さ（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	コンクリート舗装 冷蔵コンテナ	12.5 m ²	16.8 m ³

【所在地：熊本市北区楠野町字板倉 1010 番 2 外】

事業区分	産業廃棄物の種類	施設の構造	面積	保管量上限
破碎・分級	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	コンクリート舗装（一部）	733 m ²	1,300 m ³
固化	汚泥（無機性かつ含水率 85%以下のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	コンクリート槽	596 m ²	1,326 m ³

【所在地：熊本市北区楠野町 1046 番 1 外】

事業区分	産業廃棄物の種類	施設の構造	面積	保管量上限
固化	燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）、汚泥（無機性に限り、判定基準に適合しないものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	コンクリート槽	31 m ²	64 m ³
	ばいじん（粉粒体運搬車による受入れに限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	サイロ	25 m ²	55 m ³

【所在地：熊本市北区明徳町字上市迫 25 番外】

事業区分	産業廃棄物の種類	施設の構造	面積	保管量上限
破碎・分別（移動式）	燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、自動車等破碎物（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	管理型処分場内	400 m ²	894 m ³ (530 t)

【所在地：熊本市北区植木町鑑田字寒田 1475 番 1 外】

事業区分	産業廃棄物の種類	施設の構造	面積	保管量上限
選別・圧縮	汚泥（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）及び内容物として封入された有機性のものに限り、判定基準に適合しないものを除く。）、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃酸（内容物として封入されたものに限る。）、廃アルカリ（内容物として封入されたものに限る。）、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ（内容物として封入されたものに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	コンクリート舗装	107.5 m ²	192.6 m ³
			15.9 m ²	19.8 m ³
			15.9 m ²	19.8 m ³
			19.2 m ²	23.4 m ³
			23.4 m ²	31.2 m ³
			22.8 m ²	30.4 m ³
			25.2 m ²	33.6 m ³
			18.3 m ²	21.0 m ³
			16.5 m ²	19.1 m ³
49.5 m ²	60.7 m ³			

【所在地：熊本市北区大鳥居町字射馬 524 番 1】

事業区分	産業廃棄物の種類	施設の構造	面積	保管量上限
固化	燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）、汚泥（無機性に限り、判定基準に適合しないものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）	コンクリート槽	149 m ²	428 m ³

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 (1994年)	4 月 11 日	事業範囲の変更 (中間処理 (破碎・分級) の追加)
平成 6 年 (1994年)	9 月 1 日	許可の更新
平成 9 年 (1997年)	11 月 25 日	事業範囲の変更 (管理型埋立処分場の追加)
平成 11 年 (1999年)	3 月 4 日	事業範囲の変更 (管理型埋立処分場埋立品目に紙くず、木くず、繊維くず、かれき類の追加)
平成 11 年 (1999年)	9 月 11 日	許可の更新
平成 14 年 (2002年)	10 月 22 日	事業範囲の変更 (管理型埋立処分場品目に有機性汚泥 (熊本県菊池郡大津町大字瀬田裏から搬出されるものに限る。) を追加)
平成 15 年 (2003年)	7 月 1 日	事業の範囲から有機性汚泥 (熊本県菊池郡大津町大字瀬田裏から搬出されるものに限る。) を削除
平成 16 年 (2004年)	6 月 4 日	事業範囲の変更 (中間処理 (破碎・分別) の追加)
平成 16 年 (2004年)	9 月 11 日	許可の更新
平成 18 年 (2006年)	5 月 29 日	最終処分場 (安定型) の埋立処分終了 (一部終了) 届受理
平成 19 年 (2007年)	1 月 31 日	産業廃棄物処理施設の譲受け (北部産廃から管理型埋立処分場を譲受け)
平成 19 年 (2007年)	2 月 15 日	事業範囲の変更 (中間処理 (選別・圧縮) の追加)
平成 19 年 (2007年)	3 月 30 日	管理型埋立処分場 (設置場所: 熊本市北区大鳥居町 533 番 1) の廃止確認
平成 19 年 (2007年)	9 月 21 日	事業範囲の変更 (中間処理 (固化) の追加)
平成 19 年 (2007年)	9 月 26 日	保管施設の追加 (固化施設用保管施設コンクリート槽: 面積 100 m ² 、保管量 314 m ³)
平成 20 年 (2008年)	5 月 2 日	最終処分場 (安定型) の埋立処分終了届受理
平成 21 年 (2009年)	9 月 3 日	事業範囲の変更 (中間処理 (破碎・分級) の品目に鉋さいの追加)
平成 21 年 (2009年)	9 月 11 日	許可の更新
平成 22 年 (2010年)	9 月 21 日	保管施設の追加 (固化施設用保管施設サイロ: 面積 25 m ² 、保管量 55 m ³)
平成 22 年 (2010年)	10 月 21 日	中間処理施設 (選別・圧縮) の移転、処理能力の変更 (16t/日から 25t/日) 及び保管施設の変更
平成 22 年 (2010年)	11 月 4 日	事業範囲の変更 (中間処理 (選別・圧縮) 及び管理型埋立処分場の品目に廃油 (タールピッチ類に限る。) の追加)
平成 23 年 (2011年)	2 月 15 日	中間処理 (固化) の処理能力変更 (64 m ³ /日から 85.6 m ³ /日)
平成 23 年 (2011年)	5 月 23 日	保管施設の変更 (破碎・分級施設用保管施設: 面積 733 m ² 、保管量 1,300 m ³ に変更)
平成 23 年 (2011年)	8 月 12 日	優良確認
平成 23 年 (2011年)	8 月 31 日	事業範囲の変更 (中間処理 (破碎・分別 (移動式)) の品目に燃え殻、廃プラスチック類、繊維くず、金属くず、鉋さい、かれき類、自動車等破砕物の追加)
平成 24 年 (2012年)	1 月 19 日	管理型埋立面積及び埋立容量の変更 (旧面積: 19,200 m ² 、旧容量: 221,000 m ³)
平成 24 年 (2012年)	3 月 22 日	事業範囲の変更 (中間処理 (選別・圧縮) の品目に燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さの追加)
平成 24 年 (2012年)	4 月 24 日	住居表示の変更
平成 24 年 (2012年)	12 月 26 日	追記修正 (管理型埋立品目に「石綿含有産業廃棄物であるものを含む」を追記修正)
平成 25 年 (2013年)	4 月 8 日	事業範囲の変更 (中間処理 (選別・圧縮) の品目に汚泥 (内容物として封入された有機性のもの) を追加)
平成 26 年 (2014年)	1 月 14 日	代表者変更
平成 26 年 (2014年)	12 月 24 日	中間処理施設 (固化) の入替え (85.6 m ³ /日から 179.2 m ³ /日)、保管施設の追加 (固化施設用保管施設コンクリート槽: 面積 596 m ² 、保管量 1,326 m ³)
平成 28 年 (2016年)	9 月 11 日	許可の更新及び優良認定
平成 29 年 (2017年)	11 月 10 日	中間処理施設の変更 (選別・圧縮施設 (40.3t/日) の追加)
平成 30 年 (2018年)	7 月 24 日	事業範囲の変更 (中間処理 (選別・圧縮) の品目にゴムくずを追加、中間処理 (圧縮) の追加)
平成 31 年 (2019年)	3 月 28 日	事業範囲の変更 (中間処理 (破碎) の追加)
令和 2 年 (2020年)	1 月 17 日	保管施設の追加 (選別・圧縮、熊本市北区植木町鑑田字寒田 1475-1 外: 105.4 m ² 、52.8 m ² 、29.6 m ² 、87.5 m ² 、49.5 m ²)、変更 (選別・圧縮、熊本市北区楠野町字板倉 1010 番 1 外: 210 m ² から 134.5 m ²) 及び廃止 (選別・圧縮、熊本市北区植木町鑑田字寒田 1475 番 1 外: 35.3 m ²)
令和 2 年 (2020年)	2 月 13 日	中間処理施設 (圧縮)、保管施設 (圧縮) の移設 (熊本市北区植木町鑑田字寒田 1475 番 1 外から熊本市北区楠野町字板倉 1010 番 1 外)
令和 2 年 (2020年)	7 月 16 日	事業範囲の変更 (中間処理 (乾燥) の追加)
令和 2 年 (2020年)	9 月 15 日	中間処理施設 (選別・圧縮) の圧縮施設の入替 (熊本市北区植木町鑑田字寒田 1745 番 1)
令和 3 年 (2021年)	11 月 2 日	事業範囲の変更 (「破碎・選別」、「選別・分級」の追加)
令和 4 年 (2022年)	9 月 21 日	保管場所の変更 (変更前: 107.5 m ² 、105.4 m ² 、52.8 m ² 、29.6 m ² 、87.5 m ² 、49.5 m ²)
令和 5 年 (2023年)	9 月 11 日	許可の更新及び優良認定
令和 6 年 (2024年)	3 月 18 日	事業範囲の変更 (中間処理 (分解・分別) の追加) 及び保管施設の追加 (分解・分別、熊本市北区楠野町字板倉 1010 番 1 外: 13.8 m ² 、16 m ³)

以下余白